

参考資料－４

調査様式例（調査用具・調査チェックリスト等）

４－１．汚水処理施設調査等用具一覧

表－４－１－１ 緊急点検・緊急調査用具一覧

用途		書類及び機材
調査・点検	書類	☐ 緊急点検・緊急調査チェックリスト ☐ 施設台帳※１ ☐ 施設平面図（出来高図） ☐ 野帳
	機材	☐ コンベックス ☐ 懐中電灯（電池） ☐ 巻尺 ☐ スタッフ ☐ マンホール蓋開閉器※２ ☐ マイナスドライバー ☐ ハンマー ☐ スコップ ☐ カラースプレー ☐ パール
記録		☐ 筆記具 ☐ デジタルカメラ（電池・充電器、メモリー） ☐ 写真判定用メジャー ☐ 黒板（ホワイトボード）
通信		☐ ラジオ（電池） ☐ 携帯電話（車載用充電器等） ☐ 無線機（電池） ☐ 緊急連絡表
通行規制		☐ セーフティコーン（反射テープ付） ☐ ロープ ☐ バリケード ☐ 誘導灯
安全		☐ ガス検知器（電池） ☐ 送風機 ☐ ヘルメット ☐ 絶縁手袋（ゴム手袋）、ゴム長靴 ☐ 安全靴 ☐ 安全帯 ☐ 命綱 ☐ 安全チョッキ ☐ 軍手等 ☐ 健康保健証のコピー
その他		☐ 施設鍵 ☐ 投光器 ☐ 発電機（燃料）

※１）集落排水施設台帳がない場合は、それに代わる資料でもよい。

※２）マンホール蓋開閉器はメーカーにより異なる。また、どのマンホールがどの蓋開閉器を使用するか、事前に資料をまとめておく必要がある。

表－４－１－２ 一次調査・二次調査用具一覧

用途		書類及び機材
調査	書類	☐ 一次調査・二次調査チェックリスト ☐ 施設台帳※１ ☐ 施設平面図（出来高図） ☐ 野帳
	機材	☐ コンベックス ☐ 懐中電灯（電池） ☐ 巻尺 ☐ スタッフ ☐ マンホール蓋開閉器 ☐ マイナスドライバー ☐ ハンマー ☐ スコップ ☐ カラースプレー ☐ パール ☐ 測量機器 ☐ ポール ☐ ピンポール ☐ ロッド ☐ リボンロッド ☐ 検電器 ☐ 絶縁抵抗計 ☐ はしご・脚立
記録		☐ 筆記具 ☐ デジタルカメラ（電池・充電器、メモリー） ☐ 写真判定用メジャー ☐ 黒板（ホワイトボード）
通信		☐ ラジオ（電池） ☐ 携帯電話（電池・車載用充電器等） ☐ 無線機（電池） ☐ 緊急連絡表
通行規制		☐ セーフティコーン（反射テープ付） ☐ ロープ ☐ バリケード ☐ 誘導灯
安全		☐ ガス検知器（電池） ☐ 送風機 ☐ ヘルメット ☐ 絶縁手袋（ゴム手袋）、ゴム長靴 ☐ 安全靴 ☐ 安全帯 ☐ 命綱 ☐ 安全チョッキ ☐ 軍手等 ☐ 健康保健証のコピー
その他		☐ 施設鍵 ☐ 投光器 ☐ 発電機（燃料）

※１）設置機器の仕様寸法、メーカー等が分かる資料があるとよい。

注１）二次調査は特定箇所の詳細調査となるため、準備する用具等については調査責任者の指示によるものとする。

4-2. 汚水処理施設のチェックリスト

表-4-2-1 緊急点検・緊急調査チェックリスト

都道府県	点検箇所	被災自治体	地区名	処理区名	施設規模	人	m ³ /日	調査日時	令和	年	月	日()
型式	型	系列	作業期間	点検内容	異常の有無	措置	点検者留意点	点検者				
安全	処理施設敷地内			浸水・土砂災害・敷地盛土崩壊	有・無		敷地内の危険箇所を把握し立ち入りを規制する。					
	上屋等施設被害			浸水・土砂災害	有・無		建物の危険箇所を把握し立ち入りを規制する。					
	異常な臭気・酸欠			ガス検知器による測定 (O ₂ 、H ₂ S、CH ₄)	有・無		検出前処理室へ入室する時は留意する。					
	燃料・薬品の流出				有・無		非常用エンジンポンプ、自家発電装置等の燃料の流出を確認する。					
流入状況	流入水			流入汚水量	無・少・中・多		無：流入管路の破損、閉塞。 流入施設 (中継ポンプ) の故障、停電。 少：流入管路施設の故障等。 上水道等の破損によりトイレ等の使用が出来ない。 流入管路施設の破損等による集排施設の使用制限。 多：流入管路施設の破損等により不明水が浸入。					
	土砂			土砂の流入	無・少・中・多		多：流入管路施設の破損等により土砂が浸入。					
	停電				有・無		停電の場合、電力会社等に連絡し早期に復旧する。					
	非常用エンジンポンプ・自家発電装置			非常用エンジンポンプ・自家発電装置の作動状況 燃料の点検	作動・故障 有・無		停電や機器の故障等、必要に応じて作動する。 燃料の補給 (非常用発電機では一般的に2時間程度) を怠らない。					
各装置の状況	原水ポンプ槽			原水ポンプ (非常用エンジンポンプ) の稼働状況 異常水位	良・不良・停止・故障 有・無		原水ポンプ槽から汚水が溢れていないか。					
	流量調整槽			流量調整ポンプ (非常用エンジンポンプ) の稼働状況 異常水位	良・不良 有・無		流量調整槽から汚水が溢れていないか。					
	消毒槽			消毒器の破損、消毒剤の漏洩 流入トラップのつまり、放流管の閉塞等	有・無 有・無		消毒剤の漏洩が見られた場合、シーリング等により応急復旧する。					
	放流ポンプ槽			放流ポンプ (非常用エンジンポンプ) の作動状況 放流管、放流水路の破損、閉塞等	良・不良・停止・故障 有・無							
				異常水位	有・無							

表－４－２－２ 一次調査チェックリスト

都道府県		被災自治体		地区名		処理区名	
型式	型	系	調査日時	令和	年	月	日 ()
施設規模	人	m ³ /日	作業時間	:	~	:	点検者
点検箇所	点検内容			異常の有無		措置	写真 NO
各単位装置の状況	ばっ気沈砂槽	流路（流入、流出部）の滞留物		有・無			
		ばっ気攪拌状況		良・不良・停止・故障			
		沈砂排出ポンプの作動状況		良・不良・停止・故障			
		堆積土砂		有・無			
	原水ポンプ槽	異常水位の痕跡		有・無			
		レベルスイッチの作動状況		良・不良・停止・故障			
		脱離液管の破損等		有・無			
		堆積土砂		有・無			
	流量調整槽	電磁流量計の作動状況		良・不良・停止・故障			
		異常水位の痕跡		有・無			
		攪拌状況		良・不良・停止・故障			
		レベルスイッチの作動状況		良・不良・停止・故障			
	自動微細目スクリーン	オーバーフロー、ドレン管の破損等		有・無			
		堆積土砂		有・無			
		異常水位の痕跡		有・無			
		スクリーン槽の歪み、水平		有・無			
	汚水計量槽	仕切板の歪み		有・無			
		排気吸込口の閉塞、ずれ等		有・無			
		四角堰、三角堰の越流阻害		有・無			
		四角堰、三角堰の流量調整		有・無			
	沈殿分離槽（JARUS-I型、S型）	スクリーン槽の歪み、水平		有・無			
		四角堰、整流板、三角堰の歪み		有・無			
		排気吸込口の閉塞、ずれ等		有・無			
		異常水位の痕跡		有・無			
	嫌気性ろ床槽（JARUS-II型、III型、IV型、V型）	流路（流入、流出部）の滞留物等		有・無			
		堆積土砂		有・無			
		異常水位の痕跡		有・無			
		汚泥引抜ポンプの作動状況		良・不良・停止・故障			
		汚泥引抜管のずれ、外れ等		有・無			
		攪拌装置の作動状況		良・不良・停止・故障			
	接触ばっ気槽（JARUS-I型、S型、II型、III型、IV型、V型）	流路（流入、流出部）の滞留物等		有・無			
		返送水計量槽からのオーバーフロー、ドレン管の破損等		有・無			
		堆積土砂		有・無			
		逆洗装置の作動状況		良・不良・停止・故障			
		散気装置の作動状況		良・不良・停止・故障			
		返送水管のずれ、外れ等		有・無			
		返送水ポンプの作動状況		良・不良・停止・故障			
		回分槽（JARUS-X I型、X II型等）		有・無			
	ばっ気槽（JARUS-X IV型、X V型等）	上澄水排水状況（散水装置の作動、排出装置の作動）		良・不良・停止・故障			
		汚泥引抜ポンプの作動状況		良・不良・停止・故障			
汚泥引抜管のずれ、外れ等		有・無					
ばっ気攪拌状況		良・不良・停止・故障					
空気切替弁の作動状況		良・不良・停止・故障					
堆積土砂		有・無					
流入管の破損、抜け等		有・無					
ばっ気状況		良・不良・停止・故障					
OD槽（JARUS-OD等）	空気切替弁の作動状況		良・不良・停止・故障				
	散水装置、配管の破損、抜け等		有・無				
	返送汚泥管の破損、抜け等		有・無				
	堆積土砂		有・無				
	流入管の破損、抜け等		有・無				
OD槽（JARUS-OD等）	ばっ気攪拌状況		良・不良・停止・故障				
	散水装置、配管の破損、抜け等		有・無				
	返送汚泥管の破損、抜け等		有・無				
	堆積土砂		有・無				

各単位装置の稼働状況	点検箇所	点検内容	異常の有無	措置	写真 NO
	脱室槽・硝化槽 (JARUS 型膜分離活性汚泥方式等)	循環液計量槽からの配管のずれ、外れ等	有・無		
		循環液ポンプの作動状況	良・不良・停止・故障		
		循環液ポンプ管のずれ、外れ等	有・無		
		処理水ポンプの作動状況	良・不良・停止・故障		
		処理水ポンプ管のずれ、外れ等	有・無		
		余剰汚泥引抜ポンプの作動状況	良・不良・停止・故障		
		汚泥引抜管のずれ、外れ等	有・無		
		攪拌状況(脱室槽)	良・不良・停止・故障		
		ばっ気攪拌状況(硝化槽)	良・不良・停止・故障		
		堆積土砂	有・無		
	沈殿槽	流入管、センターウエルのずれ、外れ等	有・無		
		越流堰の歪み等	有・無		
		トラフ内及び三角ノッチ部の滞留物等	有・無		
		汚泥引抜ポンプの作動状況	良・不良・停止・故障		
		汚泥引抜管のずれ、外れ等	有・無		
		汚泥掻寄機のずれ等	有・無		
		汚泥計量槽の配管のずれ、外れ等	有・無		
		汚泥引抜弁(電動弁)の作動状況(汚泥計量槽)	良・不良・停止・故障		
		電磁流量計、電動弁の作動状況(汚泥引抜)	良・不良・停止・故障		
		床排水ポンプの作動状況	良・不良・停止・故障		
		排水管のずれ、外れ等	有・無		
		堆積土砂	有・無		
	散水ポンプ槽	流入管、流出管の破損、抜け等	有・無		
		散水ポンプの作動状況	良・不良・停止・故障		
		散水管のずれ、外れ等	有・無		
		レベルスイッチの作動状況	良・不良・停止・故障		
		堆積土砂	有・無		
	消毒槽	迂流板の破損、外れ等	有・無		
		堆積土砂	有・無		
	放流ポンプ槽	異常水位	有・無		
		レベルスイッチの作動状況	良・不良・停止・故障		
		堆積土砂	有・無		
	汚泥濃縮貯留槽	流入管、流出管の破損、抜け等	有・無		
		汚泥引抜ポンプの作動状況	良・不良・停止・故障		
		汚泥引抜管のずれ、外れ等	有・無		
		攪拌装置の作動状況	良・不良・停止・故障		
		脱離液管の破損、ずれ等	有・無		
		堆積土砂	有・無		
	汚泥濃縮槽	流入管、センターウエル、オーバーフロー管の破損、ずれ等	有・無		
		脱離液管の破損、抜け等	有・無		
		脱離液流出弁の作動状況	良・不良・停止・故障		
		汚泥引抜ポンプの作動状況	良・不良・停止・故障		
		汚泥引抜管のずれ、外れ等	有・無		
		堆積土砂	有・無		
	汚泥貯留槽	流入管、引抜管のずれ、外れ等	有・無		
		攪拌装置の作動状況	良・不良・停止・故障		
		堆積土砂	有・無		
	鉄溶液注入装置	鉄溶液の漏洩	有・無		
		鉄溶液注入ポンプの作動状況	良・不良・停止・故障		
	換気設備	給気、排気ファンの故障、ダクトの外れ、破損等	有・無		
	配管設備	管の破損、ずれ、継手部、フランジ部、支持金具等の外れ、緩み等	有・無		
	ばっ気ブロワ	稼働状況	良・不良・停止・故障		
	受変電設備、動力設備	絶縁抵抗の確認※注1)	良・不良()		
	各設備の蓋	蓋の外れ(水槽への落ち)	有・無		

注1) 受変電設備、動力設備等の絶縁抵抗の確認は、電気主任技術者(契約電力50Kw以上)が行う。

注2) 本表は標準的なものを示したものであり、個々の施設の型式、特性を考慮したチェックリストを整備する。

注3) 二次調査は特定箇所の詳細調査となるため、調査チェックリスト等の準備に当たっては調査責任者の指示によるものとする。

4－3．管路施設調査等用具一覧

表－4－3－1 緊急点検・調査用具一覧

用途		書類及び機材
調査	書類	☐ 緊急点検・調査チェックリスト ☐ 施設台帳 ☐ 平面縦断図（出来高図） ☐ 野帳 ☐ 住宅地図
	機材	☐ 懐中電灯（電池） ☐ カラスプレー ☐ コンベックス ☐ 巻尺 ☐ スタッフ ☐ マンホール蓋開閉器※1 ☐ マイナスイドライバー ☐ ハンマー ☐ スコップ ☐ バール ☐ キャスター付機材収納箱
記録		☐ 筆記具 ☐ デジタルカメラ（電池・充電器、メモリー） ☐ 写真判定用メジャー ☐ 黒板（ホワイトボード）
通信		☐ ラジオ（電池） ☐ 携帯電話（車載用充電器等） ☐ 無線機（電池） ☐ 緊急連絡表
通行規制		☐ セーフティコーン（反射テープ付） ☐ ロープ ☐ バリケード ☐ 誘導灯
安全		☐ ガス検知器（電池） ☐ 送風機 ☐ ヘルメット ☐ 安全靴 ☐ 安全帯※2 ☐ 命綱※2 ☐ 安全チョッキ ☐ 軍手等 ☐ 健康保健証のコピー
その他		☐ 制御盤の鍵 ☐ 投光器 ☐ 発電機（燃料）※3

※1）マンホール蓋開閉器はメーカーにより異なる。また、どのマンホールがどの蓋開閉器を使用するか、事前に資料をまとめておく必要がある。

※2）マンホールの蓋を開け内部に入る際、墜落事故防止のため使用する。

※3）送風機や投光器の電源として使用する。

表－４－３－２ 一次・二次調査用具一覧

調査用書類			
☐	施設台帳	☐	平面縦断図（出来高図）
☐	野帳	☐	住宅地図
調査用機材			
☐	コンベックス	☐	懐中電灯（電池）
☐	巻尺	☐	スタッフ
☐	マンホール蓋開閉器	☐	マイナスドライバー
☐	ハンマー	☐	スコップ
☐	カラースプレー	☐	点検用ミラー
☐	点検用ライト	☐	測量機器
☐	ポール	☐	リボンロッド
☐	パール※１	☐	キャスター付機材収納箱※２
☐	はしご・脚立※３	☐	
記録用機材			
☐	筆記具（濡れても書けるもの）	☐	デジタルカメラ（電池・充電器、メモリー）
☐	写真判定用メジャー	☐	黒板（ホワイトボード）
通信用機材			
☐	ラジオ（電池）	☐	携帯電話（電池・車載用充電器等）
☐	無線機（電池）	☐	緊急連絡表
交通規制用機材			
☐	セーフティコーン（反射テープ付）	☐	ロープ
☐	バリケード	☐	誘導灯
調査用安全機材			
☐	ガス検知器（電池）※４	☐	送風機※４
☐	ヘルメット	☐	安全靴
☐	安全帯	☐	命綱
☐	安全チョッキ	☐	軍手等
☐	健康保険証のコピー	☐	
その他機材			
☐	投光器	☐	発電機（燃料）
☐	制御盤の鍵	☐	

※１）マンホール蓋が固着しマンホール蓋開閉器で開けることができない場合は、パールを補助具として用い蓋をこじ開ける。

※２）一次調査に使用する機材は、キャスター付機材収納箱に収納して移動する。

※３）マンホール内ステップが側壁の損傷により使用できない場合、はしご・脚立を使って下へ降りる。

※４）マンホール内へ入るには、あらかじめ送風機を用いて内部の換気を十分に行い、ガス検知器で酸欠や有毒ガスの発生がないことを確認する。

4-4. 管路施設のチェックリスト

表-4-4-1 緊急点検・調査チェックリスト

点検日時：令和 年 月 日 () 時 分		
地区名：	流送方式：	幹線名：
Q1 埋設環境は	Q2 緊急性の理由は	Q3
☐ 緊急輸送路	☐ A 人的被害への拡大	
☐ 防災拠点	☐ B 重大な環境汚染	
☐ 自然災害危険地区	☐ C 重大な機能支障	
☐ 車道部		
☐ 歩道部		
A 人的被害への拡大		
☐ 路面の変状（周辺地形・地盤等を含む） （ 箇所）		撮影 NO ～
☐ 緊急輸送路等道路交通の支障（緊急自動車、支援車両等） （ 箇所）		撮影 NO ～
☐ その他重要施設との近接、交差異常（鉄道・幹線道路等） （ 箇所）		☐ 現地処理 済み
		撮影 NO ～
		☐ 現地処理 済み
B 重大な環境汚染		撮影 NO ～
☐ 汚水の流出（ 箇所）		☐ 現地処理 済み
C 重大な機能障害		
☐ 中継ポンプ施設の停止 故障（ 箇所）・停電（ 箇所）		撮影 NO ～
☐ 真空ステーション施設の停止 故障（ 箇所）・停電（ 箇所）		☐ 現地処理 済み
☐ 水管橋の破損（ 箇所） （ ）		撮影 NO ～
☐ その他の破損（ 箇所） （ ）		☐ 現地処理 済み
		撮影 NO ～
		☐ 現地処理 済み

表－４－４－２ 一次・二次調査 総括表（例）

都道府県		被災自治体		調査主体	
調査日時		地区名		記録者	

路線 番号	上流人孔		管 路			下流人孔		復旧の 必要性	備考
	番号	人孔 種別	管種 管径	路線延長 (m)	調査延長 (m)	番号	人孔 種別		
計									

４－５．緊急連絡表

表－４－５ 緊急連絡表（例）

	関係社名	担当部署、氏名	電話番号・携帯電話番号・FAX 番号
緊急連絡	県庁	〇〇部〇〇課〇〇係 〇〇 〇〇	TEL：事務所、担当携帯 FAX：事務所
	浄化槽管理者（市町村等）	〃	〃
	保守点検業者（設備業者）	〃	〃
	維持管理業者	〃	〃
	地元管理組合	〃	〃
	道路管理者	〃	〃
	河川管理者	〃	〃
	水道管理者	〃	〃
	ガス管理者	〃	〃
	電力会社	〃	〃
	電話会社	〃	〃
	機器メーカー	（農業集落排水施設台帳参照）	
	電機設備メーカー	〃	
事故発生	病院		
	警察署		
	消防署		
	労働基準監督署		

注）夜間、休日等にも対応できる緊急連絡先も記載する。

災害時相互応援協定書の作成例

〇〇県・〇〇県・〇〇県広域圏災害時相互応援協定書 （広域連携）

（令和〇〇年〇〇月〇〇日締結協定）

（趣旨）

第 1 条 この協定は、〇〇地方広域行政圏（〇〇地方拠点都市地域）、〇〇地域広域行政圏、〇〇地方広域行政圏及び〇〇広域行政圏で構成する市町村において被害が発生し、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）独自では十分な応急措置ができない場合に、災害対策基本法第 67 条第 1 項の規定に基づき、広域圏内において物資等の相互応援に関し必要な事項について定めるものとする。

（広域圏連絡調整市町村）

第 2 条 応援事務を迅速かつ円滑に遂行し、かつ各広域圏並びに広域圏内構成市町村との総合調整等を行うため、各広域圏に連絡調整市町村をあらかじめ定めておくものとする。

（連絡責任者）

第 3 条 応援に関する責任者として、各広域圏の構成市町村に連絡責任者を置く。

（応援の種類）

第 4 条 応援の種類は次に掲げるものとする。

- （1）食糧、飲料水及び日用品などの生活必需物資の提供
- （2）応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供
- （3）応急対策及び復旧に必要な職員の派遣
- （4）その他前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第 5 条 災害発生により応援の要請を必要とする被災市町村は、文書をもって次に掲げる事項を明らかにし、広域圏連絡調整市町村又は被災市町村以外の市町村に対し要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し事後において要請文章を提出するものとする。

- （1）被害の状況及び要請理由
- （2）提供を要請する生活必需物資、資機材等の種類及び数量
- （3）派遣を要請する職員の職種及び人員
- （4）応援の場所及び経路
- （5）応援を必要とする期間

(自主応援)

第6条 被災市町村以外の市町村は、被災市町村の被害が極めて甚大で連絡が取れない場合又は被災市町村が応援を要請するいとまがないと認められる場合は、要請を待たないで必要な応援を行うことができる。この場合においては、前条の要請があったものとみなすものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、原則として被災市町村の負担とする。

(連絡協議会)

第8条 広域圏相互の情報交換等のほか、この協定に基づく応援を円滑に行うため必要に応じて連絡調整市町村による連絡会議を開催する。

(その他防災協定との関係)

第9条 この相互応援協定のほか、別途協定している応援協定など特別の定めがある場合は、その定めるところとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議するものとする。

上記協定の成立の証として、本協定書〇〇通作成し、〇〇広域圏構成〇〇市町村がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

構成市町村名

《〇〇地方広域行政圏（〇〇地方拠点都市地域）》

〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇町、〇〇町、〇〇町

《〇〇地域広域行政圏》

〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇町、〇〇町、〇〇村

《〇〇地方広域行政圏》

〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇町、〇〇町、〇〇村

《〇〇広域行政圏》

〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇町、〇〇町、〇〇村

〇〇市・〇〇町・〇〇村災害時相互応援協定書 （近隣自治体との連携）

（令和〇〇年〇〇月〇〇日締結協定）

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法第67条第1項の規定に基づき、〇〇市、〇〇町、〇〇村（以下「協定市町村」という。）の区域において、火災・水害・震災その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）の応援要請にこたえ、他の協定市町村が被災市町村の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は次に掲げるものとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な物資、資機材等の提供
- （3）救援及び救助活動並びに応急復旧等に必要な車両等の提供
- （4）救援及び救助活動並びに応急復旧等に必要な職員の派遣
- （5）その他前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第3条 応援を要請しようとする被災市町村（以下「応援要請市町村」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、第7条に定める連絡担当部課を通じて、電話又は電信等により、他の協定市町村に応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- （4）応援の場所及び経路
- （5）応援を必要とする期間
- （6）その他前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された市町村（以下「応援市町村」という。）は、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、協定市町村の区域において激甚な災害が発生したことが明らかな場合は、協定市町村は自らの判断により自主応援活動を実施することができる。

(経費の負担)

第5条 応援活動に要した経費は、応援要請市町村の負担とする。ただし、被災状況等を勘案し、特段の事情が認められないときは、応援要請市町村と応援市町村が当該経費の負担について協議し決定する。

(災害補償及び損害補償)

第6条 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町村の負担とする。

2 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市町村が、応援要請市町村への往復の途中において生じたものについては応援市町村がそれぞれ負担するものとする。

(連絡担当部課)

第7条 協定市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部課をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第8条 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(協定の発効)

第9条 この協定は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から効力を発生する。

上記協定の成立の証として、本協定書〇〇通作成し、協定市町村がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市長	〇	〇	〇	〇
〇〇町長	〇	〇	〇	〇
〇〇村長	〇	〇	〇	〇

災害時における応急対策業務の支援に関する協定（民間団体との連携）

（令和〇〇年〇〇月〇〇日締結協定）

〇〇市町（以下「甲」という。）と〇〇建設業者会（以下「乙」という。）との間に、災害時における応急対策業務の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、大雨、降雪等の異常な天然現象及び予期できない災害が発生し、甲が管理する道路、河川等の公共土木施設（以下「施設」という。）が被災し、若しくは被災するおそれのある場合、初期の対応として、乙の支援による建設機械、資材及び労力の確保並びにその動員方法を定め、もって被害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

（支援要請）

第2条 甲は、施設に災害が発生し災害の拡大が予想される等必要と認めるときには、乙に対し、資機材の提供や作業員の出動等を要請することができるものとする。

（業務の内容）

第3条 甲は、被害の状況に応じ、乙に対し、出動場所、必要な資機材等を提供して、作業員の派遣を求めるものとする。

2 乙は、甲からの依頼があったときは、乙の構成員を動員して、甲の指示に基づく当該被害の応急措置に当たらせるものとする。

（業務の実施体制）

第4条 乙は、あらかじめ応急措置を早急に実施できるよう必要な資機材の確保、構成員の動員方法を定め、その実施体制並びに連絡系統を甲に報告する。

なお、変更が生じた場合には、その都度甲に報告するものとする。

（指示及び経費負担）

第5条 甲の指示に基づく応急措置に関し、状況に応じて、甲、乙協議の上、甲は応急措置の方法について乙に指示するものとする。

なお、応急措置として必要な経費負担については、甲、乙協議による。

（損害の負担）

第6条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合は、乙はその事実の発生後遅延なく、その状況を書面により甲に報告し、その処置については、甲、乙協議して定めるものとする。

(異常気象時の巡回)

第7条 大雨、台風等による警報発令時に、災害の発生が想定される場合のパトロール等については、別紙「緊急時連絡体制表」により行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(雑則)

第9条 本協定の効力は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの期間とする。

2 甲又は乙より、期間満了の1ヶ月前までに別段の意思表示がない限り、本協定は同一条件で継続更新されるものとする。

上記協定の成立の証として、本協定書2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 〇 〇 市 長 〇 〇 〇 〇

乙 〇〇建設業者会長 〇 〇 〇 〇

農業集落排水施設に係る応援協定の例

農業集落排水施設災害対策応援に関する協定

協定開始年月日：平成 19 年 2 月 23 日
最終改正年月日：平成 24 年 5 月 18 日

（趣旨）

第 1 条 本協定は、協定参加者である地方自治体の農業集落排水施設が自然災害により被害を受けた場合に、他の協定参加者が人員の派遣、必要な諸資機材の調達等を行い、災害対策の応援を行うことを取り決めたものである。

（協定参加者）

第 2 条 本協定の参加者は、社団法人地域環境資源センター（以下「センター」という。）の会員である、都道府県、市町村、都道府県土地改良事業団体連合会、全国土地改良事業団体連合会及びセンターのうち、この協定の趣旨に賛同した者とする。

（重要事項の変更）

第 3 条 運営会議が必要と認めた本協定に関する重要な事項の変更等については、協定参加者の 2 分の 1 以上の同意を要するものとする。

（運営会議）

第 4 条 本協定に基づく業務を行うため、運営会議を設け、毎年度一回以上開催する。

2 会議員は、センター理事長及び専務理事、並びにセンター理事のうち協定参加者等とする。

3 会議長は、センター理事長とする。

4 運営会議は、次の事項を議決する。

- （1）業務の執行に関すること
- （2）本協定に関する重要な事項以外の変更
- （3）その他運営会議が必要と認める事項

5 会議長は、次の職務を行う。

- （1）運営会議の議長
- （2）協定への新規参加の承認
- （3）その他業務の円滑な実施に必要な事項の処理
- （4）（2）、（3）についての運営会議への報告

（災害対策支援本部）

第 5 条 センター会員が管理する農業集落排水施設が自然災害により被災した場合に、センターとしてこれに対処するために設置される災害対策支援本部は、被災地との情報連絡及び運営会議との情報交換等を行い、災害対策応援に関する協定の円滑化及び初動体制の構築に努めるものとする。

（事務局）

第 6 条 運営会議の事務及び災害対策の応援に係る事務を処理するため、事務局をセンタ

一に置く。

2 事務局は、災害協定窓口リスト等、必要に応じて資料を作成するとともに、運営会議で議決された本協定に関する重要事項以外の変更や必要な事項については、協定参加者に遅滞なく報告するものとする。

3 次条に掲げる災害対策の応援の要請があったときには、応援に係る所要の業務を行うほか、第8条に定める中央応援本部が設置された場合にあっては、その事務を行うものとする。

(応援の要請)

第7条 被災市町村又は被災市町村が所在する都道府県が、本協定による災害対策の応援を受けたいときには、事務局に要請するものとする。この場合に、被災市町村は原則として都道府県を経由して要請するものとする。

(中央応援本部の設置)

第8条 前条の要請を受けた事務局は、運営会議の会議長にその旨の報告を行い、会議長が広域的な応援体制が必要と認めた場合には、中央応援本部を設置し、災害対策支援本部をその指揮下に置くものとする。

2 中央応援本部の構成員はセンター理事長のほか、東京及びその近隣の運営会議の会議員とし、あらかじめ会議長が指名しておくものとする。

3 中央応援本部はセンター理事長を本部長として運営するものとするが、農林水産省農村振興局整備部農村整備官及びその他必要と認める者の指導助言を求めることができる。

(中央応援本部の業務)

第9条 中央応援本部は、被災市町村、被災市町村が所在する都道府県と密接な連絡調整を行い、以下に掲げる業務を行う。

(1) 情報収集、整理、広報等

(2) 先遣隊の派遣

(3) 応急対策、災害調査、本格復旧、設計、査定等の応援計画の策定

(4) 応援部隊の編成、資機材の調達

(5) その他の応援

(応援の求め)

第10条 中央応援本部が、被災市町村、被災市町村が所在する都道府県、本協定の参加者等の意向を確認し調整した上、前条の業務を具体化し、職員の派遣又は所有若しくは管理する資機材の提供を求めることとなった場合においては、求められた本協定の参加者は、極力、これに協力するものとする。

(センター賛助員の協力)

第11条 中央応援本部が、第7条に掲げる要請に応じる場合において、必要があるときには、センター理事長は、センターの賛助員の協力を得られるようにするものとする。

(費用負担)

第12条 応援者が要した費用は、応援者と被応援者との間で災害の応援に係る費用負担について別途に協定を交わしている場合には、それによるものとし、その他の場合にあっては両者で協議するものとする。

農業集落排水施設に関する災害対策応援体制の構築について

1. 目的

農業集落排水施設は、住民の生活に密着したライフラインであり、これが地震等により被害を受けたときには、早急な復旧が求められる。大規模な被害の場合、被災自治体は住民への対応により、被災施設の調査や復旧への対応がとれない場合が多く、また、他の機関の応援を依頼しても準備体制が出来ていなければ、即座に対応することは困難である。

このため、(社) 地域環境資源センター (JARUS) の会員である都道府県や市町村等による災害時の応援体制を構築し、災害時には相互に扶助し合い、即座に人員の派遣や資機材の調達等を行うことにより、被災自治体の早期の復興を図るものである。

2. 応援体制

以下のメンバーによる協定への参加者で応援体制を組織する。なお、中央応援本部は被災自治体の要請を受け設置される。

- ・ 地域環境資源センター
- ・ 正 会 員：市町村
- ・ 特別会員：都道府県、土地改良事業団体連合会

3. 応援内容等

(1) 被災時

①中央応援本部

- ・ 人員、資機材の手配、幹旋、派遣計画の策定
(先遣隊、応急対策、災害調査、本格復旧、設計、査定等)
- ・ 被害情報等の収集、関係機関との連絡調整

②応援体制構成メンバー

- ・ 人員の派遣及び資機材の供与

(2) 平常時

①事務局 (地域環境資源センター)

- ・ 派遣可能者リスト及び調達可能資機材リスト等の作成

4. 応援体制を構築することによるメリット

(1) 都道府県及び市町村

- ・ 被災時に技術者や資機材等の応援を迅速に受けることにより、早期の施設復旧を図ることが可能。被災自治体職員は住民対応に専念することが可能で業務の軽減が図られる。
- ・ 調査や復旧等において地域環境資源センターや土地改良事業団体連合会の専門技術者の応援を受けることが可能。
- ・ 被災自治体が必要とする技術的情報 (緊急措置の方法、トラブルの原因対処法等) の提供を迅速に受けることが可能。
- ・ 災害応援に参加することにより、災害発生時の実際の対応について知見が得られる。

(2) 地域環境資源センター及び土地改良事業団体連合会

- ・ 会員である市町村へのサービス向上になる。
- ・ 協定に参加することにより市町村との結びつきが強くなる。さらに地域防災計画に位置付けられれば地位の向上につながる。
- ・ 市町村等に対して組織の役割をアピールすることが可能。
- ・ 災害時の被災状況や復旧方法等についての情報を蓄積することにより、今後の技術開発、設計等に反映することが可能。

5. 経費負担

災害対策基本法では、応援に要した費用は被災自治体が負担しなければならないと規定されているが、自治体間の自主的な取組を尊重することから、本協定では当事者間の話し合いによるものとしている。

災害対策応援者の留意事項

災害対策応援に派遣される者が留意すべき事項は次のとおりである。

1. 応援の期間について

応援の期間は、両者（応援者の機関と被応援者の機関）が協議して定めることとなるが、震災復旧が長期化した場合には、調査・復旧に携わる者の健康管理、安全管理が重要となる。

特に、大規模災害時には極度の長時間勤務、休日返上といった事態となることが多く、緊急時ではあっても、交替制をとるなど長期の業務に対応できる体制が必要である。

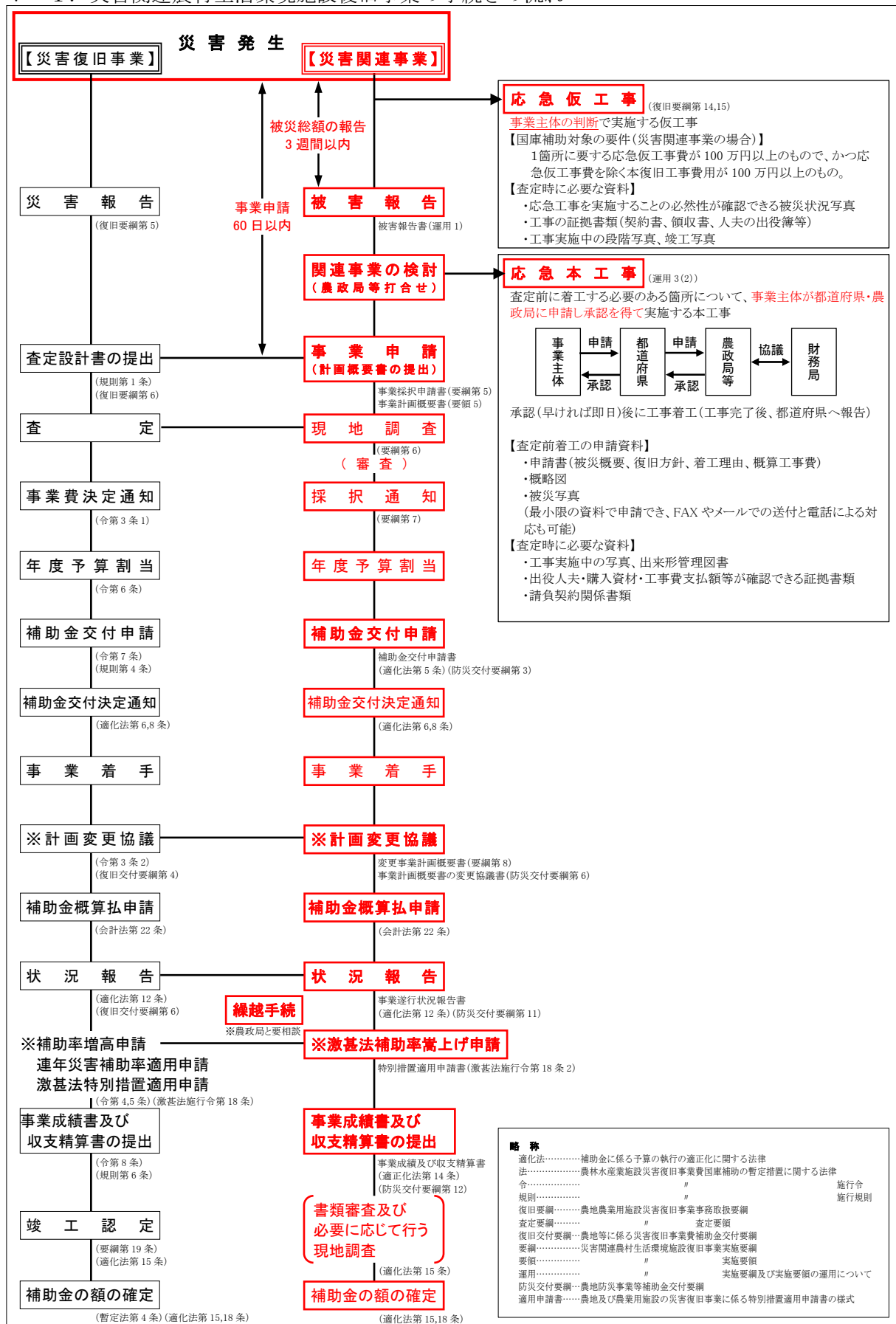
2. 経費について

災害対策応援に要する経費は、協定書により定めるものとするが、応援職員の給与の他、以下の経費が発生することが想定される。経費の支払い等については個々の協定により異なるため、ここで示した事項は参考としてご覧頂きたい。

- ・ 損害賠償……………被応援者が負担すると考えられるが、応援者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、応援者が負担することが考えられる。
- ・ 傷害保険……………応援者が負担すると考えられる。
- ・ 器具・消耗品…業務の遂行上必要なものは、被応援者が負担すると考えられる。
- ・ 帰会……………応援者が長期滞在する場合において、協定により帰会させることが定められている場合（例：一ヶ月間に一回帰会）、その交通費については、被応援者が負担すると考えられる。

参考資料－ 7

7－1．災害関連農村生活環境施設復旧事業の手続きの流れ



7-2. 災害関連農村生活環境施設復旧事業申請の留意点

「農地・農業用施設等災害関連事業の手引き 2016年版」(農林水産省農村振興局整備部防災課災害対策室監修 全国土地改良事業団体連合会)Ⅶ 質疑応答より問答を抜粋(一部補足)

1. 災害関連事業は「激甚法」による補助率嵩上げの対象となるか。

(答) 農業用施設災害関連事業、(中略)については、激甚災害に指定された災害による被災であれば補助率の嵩上げが適用される。

また、災害関連農村生活環境施設復旧事業のうち、集落排水施設については、激甚災害指定された地震による被災の場合、通常 5/10 の国庫補助が 8/10 に嵩上げされる。

(補足) 平成 30 年度に農地防災事業等補助金交付要綱(最終改正平成 30 年 11 月 15 日付け 30 農振第 2190 号)が改正され、地震による被災のみでなく、激甚災害として指定された被災が嵩上げ対象となる。

〔要件: 当該激甚災害を受けた市町村における集落排水施設の災害復旧事業費の合計が 6,000 万円以上の場合〕

2. 災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱第3(事業の内容等)の「…暫定措置に関する法律第2条第6項の災害復旧が行われる場合に、…」とはどのようなことか。

(答) 災害関連農村生活環境施設復旧事業を行うことができる場合とは、同一地域内に暫定法に基づく災害復旧事業が一件以上ある場合のことである。

3. 集落排水施設の被災で共済保険が掛けてある場合の取扱いはどうするのか。

(答) 災害査定で決定した査定額から共済事業保険額を除いた額が、補助対象額となる。このため、災害査定時に保険額の算定が必要になる。

(補足) 災害査定時までには保険額の算定が間に合わず、査定後に確定する保険額を除く分が調査額になる旨朱書きする事例もある(査定時に調査額が確定しない)。

4. 共済保険に加入している集落排水施設が被災した場合、その復旧事業費から保険金を除いた工事費が 200 万円未満となった場合は復旧事業として申請できるのか。

(答) 共済保険事業に加入している集落排水施設が被災した場合、その復旧事業の調査額は、申請事業費から保険金で支払われる分を除いた金額が調査額となり、この調査額が復旧事業の採択事業費となる。

このことから、復旧事業の採択要件である「本事業費に係る工事費が 200 万円以上であること」の「工事費」の判断は、復旧事業費の申請額でなく、調査額で判断することになるので、この場合は申請できない。

5. 集落排水施設の同一施設内で何箇所か被災した場合、距離に関係なく1箇所申請してよろしいか。農地・農業用施設災害復旧事業の150m以内のような縛りがあるのか。

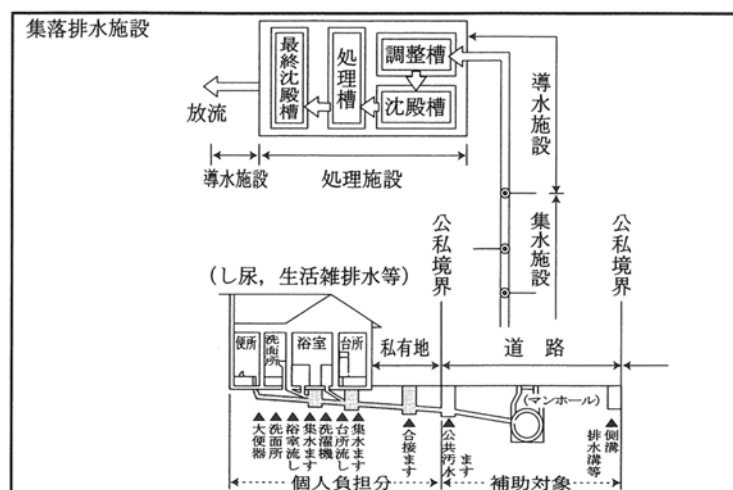
(答) 暫定法の災害復旧事業と同一地域内で農村生活環境施設が被災した場合であれば、集落排水事業地区ごとに1箇所として申請して差し支えない。

6. 市町村道に埋設されている集落排水施設の埋設管が被災した場合に、市町村道の管理者と二重採択防止協議をする必要はあるのか。

(答) 負担法の災害復旧工事と一体不可分で行われることになる災害復旧工事については、道路管理者と二重採択防止協議を行い、施工範囲や負担割合を決める必要がある。

7. 農業集落排水施設が被災した場合、個人宅の仮設トイレの設置・撤去、リース代、仮回し用の汚水ポンプ設置などは応急工事として認められるか。

(答) 「災害復旧事業の解説 2015年版」P598に示す集落排水施設の事業概念図に示される公私境界を境とした公共側が補助対象であり、応急工事の対象範囲も同じである。よって仮設トイレは事業対象外とする。



7－3．災害関連農村生活環境施設復旧事業 参考図書



（左）A 4 版 農地・農業用施設等災害関連事業の手引き 2016 年

（中）A 5 版 災害復旧事業の質疑応答集 2015 年

（右）B 6 版 災害復旧事業の解説 2015 年

7－4. 「揚水（排水）施設及び集落排水施設における災害復旧事業の取扱いについて」
令和元年 10 月 29 日付 元農振第 2014 号）。

元農振第 2014 号
令和元年 10 月 29 日

地方農政局農村振興部長 殿
沖縄総合事務局農林水産部長 殿
北海道農政部長 殿

農村振興局整備部防災課長

揚水（排水）施設及び集落排水施設における災害復旧事業の取扱いについて

揚（排水）施設や集落排水施設は、洪水による浸水被害により電気機械設備等が被災し、施設の効用が失われる場合がある。

このため、洪水による施設の被害だけでなく、広範囲の浸水被害など地域一帯が大規模な被害を受けた場合において、農地農業用施設災害復旧事業査定要領第 15(2)及び災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱の「原形に復旧することが著しく不適当な場合」として以下のとおり取り扱うこととしたので通知する。

なお、貴局管内関係機関にこの旨通知願いたい。

記

1 対象施設

揚水（排水）施設及び集落排水施設

2 採択条件

- (1) 他の事業による計画※1※2がなく、被災原因となった災害を与えた洪水等から守られないこと。
- (2) 他の事業による対策が実施された場合においても、被災原因となった洪水等から守られないこと。
- (3) 他の事業により想定浸水水位に変更があった場合は、災害復旧事業で実施する対策の浸水水位と整合を図ること。
※1：他の事業の実施において、既存の改良計画がある場合はその計画による改良を優先させること。
※2：他の事業による計画には、被災を機に新たに策定された又は策定予定の計画を含む。

3 復旧の対象

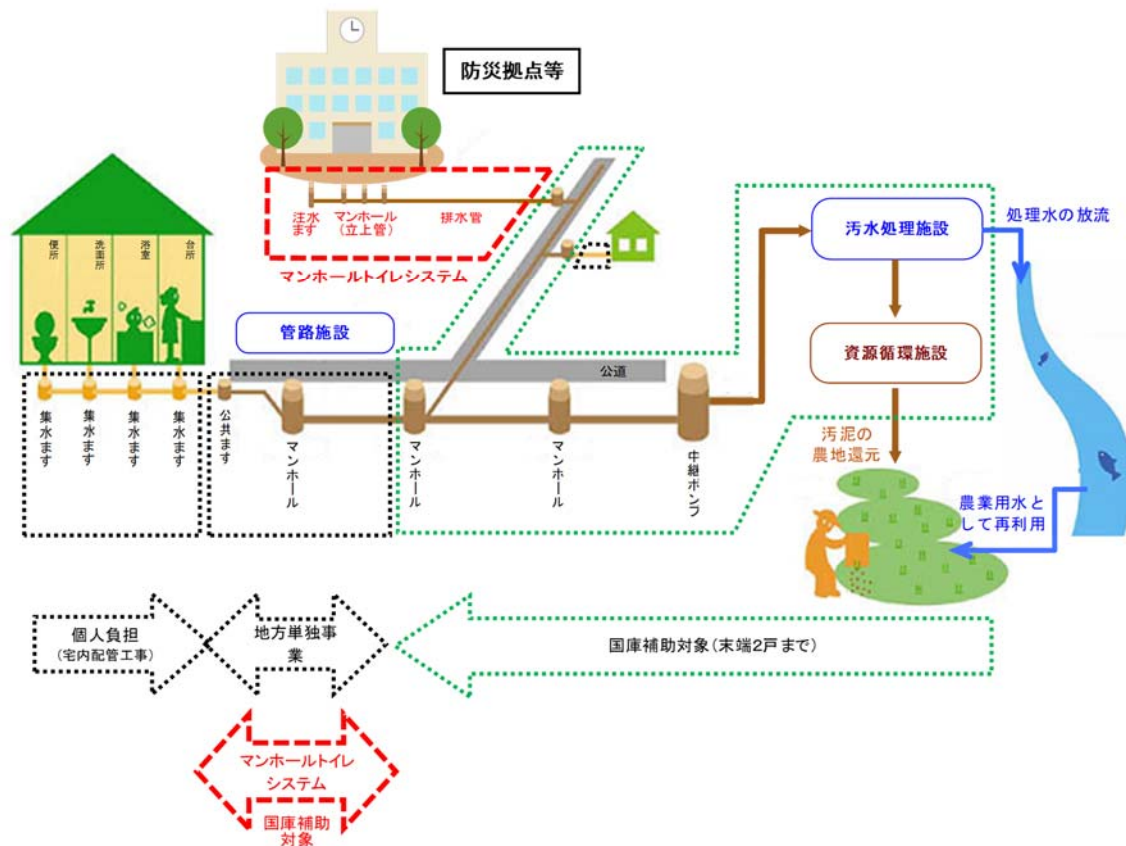
被災した対象施設の復旧において、上記 2 の採択条件に該当する場合は、必要に応じて防水処理（止水壁の新設又はかさ上げ、防水扉の新設、開口部の閉塞等、電気機械設備のかさ上げ）を復旧の対象とする。なお、復旧工法については経済性を考慮し工法を決定するものとする。

7-5. マンホールトイレに関する交付金制度

農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙 4-2 取扱い2(農業集落排水事業) 第4 2(3)

取扱い2(農業集落排水事業)

第4 2(3) 補助分は、別紙4-1運用2第1の2の(1)に掲げる施設で排水路末端の受益戸数2戸以上の部分及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき地域防災計画に位置付けられた施設(敷地面積0.3ha以上の防災拠点又は避難地に限る。)に整備するマンホールトイレシステム(ただし、マンホールを含む下部構造に限る。また、1処理区あたり1か所を上限とし、敷地面積0.3ha以上1ha未満に該当する防災拠点又は避難地におけるマンホールトイレシステムの整備については、1地方公共団体あたり10か所を上限とする。)とする。



農山漁村地域整備交付金の対象施設(マンホールトイレシステム)

7-6. 交付金対象のマンホールトイレの形式

形式	概要	概念図	整備場所
本管直結型	①集落排水管路のマンホールに上部構造物(便器及び仕切り施設等)を設置する。 ②集落排水管路からマンホールトイレ用のバイパス管を敷地内に引き込み、上流から流れてくる汚水を利用してし尿を流す。	①	歩道等
		②	学校の校庭や公園等
流下型	[特徴] 集落排水管路に接続する排水管を設け、上部構造物を設置する。 [メリット] ・貯留型に比べて排水管の管径を小さくできる。		学校の校庭や公園等
貯留型	[特徴] ①集落排水管路に接続する排水管(貯留機能あり)を設け、上部構造物を設置するもの。マンホールまたは汚水ます内に貯留弁等を設け、定期的に放流する。 ②集落排水管路に接続する排水管と貯留槽を設け、上部構造物を設置するもの。 [メリット] ・放流先の集落排水管路の状態に関わらず一定期間は使用できる。	①	学校の校庭や公園等
		②	

 : 下部構造(交付金対象) ※集落排水管路に接続しないものは交付対象外
 上部構造は、効果促進事業にて対応可。